

自動車安全運転センター

令和4年度交通安全等に関する公募による委託調査研究の募集要領

1 募集対象となる調査研究

自動車安全運転センター法第1条（下記参照）の目的に合致し、かつ、以下のテーマに関するものとします。

【募集テーマ】

- 自動運転技術、安全運転支援技術を活用した安全対策に資するもの
- 高齢者の安全対策に資するもの及び健康障害に起因する交通事故に関するもの
- 自転車・電動車椅子等に関連するもの
- 二輪車の安全運転対策に資するもの
- 事業用自動車の安全運転対策に資するもの
- その他交通安全対策に資するもの

※ 原則として2課題程度の調査研究を採択し、委託する予定です。

○ 自動車安全運転センター法第1条

自動車安全運転センターは、自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とする。



SD ワンダくん

2 調査研究費、施設等の無償利用

(1) 調査研究費

採択した調査研究に対し、1課題につき、100～200万円(税込)を、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）より、委託費としてお支払いします。

※ 調査研究に要した費用の多寡にかかわらず、それ以上の負担はいたしません。

6(2)に記載の、中間・最終報告会出席に係る旅費等につきましても、別途の支給はいたしませんので、予めご了承下さい。

※ パソコンをはじめOA機器や事務用什、家電、カメラ等の一般的用途にも使用できる耐久財への支出は控えること。これらが必要な場合、極力リース・レンタルを活用する計画にしてください（調査研究期間外の料金支出も認められません。）。

※ 外国旅費についての負担はいたしません。

(2) 安全運転中央研修所の無償利用

採択した調査研究実施の際、安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）の施設及び研修車両を無償で利用することができます。

※ 研修業務を優先しますので、利用に際しては、回数、日程及び時間等に制限があります。また、センター職員（教官等）の役務は提供いたしません。

3 調査研究期間

センターと委託契約を締結した日から令和5年3月末日までの間とします。

4 募集手続き

以下の書類を作成いただき、**令和4年5月9日（月）まで（必着）に、郵送するか、pdf ファイルに変換して、chousakenkyu@jsdc.or.jp宛にお送りください。**

○ 応募申請書、研究実施体制等表

別紙1の「令和4年度自動車安全運転センター交通安全等に関する調査研究応募申請書」に必要事項を記入してください。調査研究の概要については、冒頭で取り組むべきと考える課題の問題提起を行い、それを学術的に解決する研究活動の内容等を簡潔に記載してください。枚数は、A4サイズで3枚以内とします。

また、研究実施体制及び研究を実施する方の過去の実績等を「研究実施体制等表」に記載してください（上記の制限枚数には含めません）。

※ 応募申請書の送付先

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル2階
自動車安全運転センター 調査研究部 調査研究課 宛て

5 調査研究の選考、通知

(1) 選考方法

送付いただいた応募申請書等の内容について、センター役職員及び外部の学識研究者で構成される公募調査研究検討委員会において審査し、実施対象となる調査研究を決定します。連続採択は原則2年までと致しますので、令和2-3年度に連続で委託調査課題として採択されている応募者は、採択されにくくなります。

※ 応募内容が著しく優れている場合は採択される場合もあります。

(2) 選考結果の通知

令和4年6月中旬頃を目途に、応募申請書に記載いただいた代表責任者の方に個別に通知します。なお、選考理由についての照会には回答いたしかねますので、予めご了承ください。

6 実施されることとなった調査研究の代表責任者の義務等

(1) 委託契約書の締結

調査研究を開始する前に、調査研究費の支払方法、代表責任者の義務及び安全運転中央研修所を利用される際の留意事項等につき、センターが提示する契約書により契約を締結していただきます。契約方式は委託契約とし、寄付金等の扱いはできません。契約書の締結後、調査研究を開始していただきます。

(2) 報告会の実施、報告書等の作成

中間報告会（令和4年12月頃）及び最終報告会（令和5年5月頃）で成果を報告していただきます。また、調査研究の成果物として、調査研究期間の末日までに報告書及び報告書の要旨を作成・提出していただきます。

なお、「中間報告会」「最終報告会」とは別に、センター担当者が代表責任者の元に出向いて、調査研究内容についての説明を求めることがあります。また、センターが実施するシンポジウム等での講演を依頼することがあります。

(3) 報告書等の取扱い

報告書及び報告書の要旨の著作権については、一定の要件の下で受託者に帰属しますが、センターが無償で活用すること（たとえば、ホームページへの掲載や安全運転中央研修所での研修に利用すること）についてご了承いただきます。その他の調査研究の実施によって得られた知的財産権についても、一定の要件の下で受託者に帰属しますが、センターが無償で実施することを認めていただく場合があります。

(4) その他

詳細につきましては、契約書締結に際し説明させていただきます。

7 個人情報の取扱いに関する事項

本件に関連して取得する個人情報につきましては、募集受付から実施対象調査研究の選考、決定等本件に関する一連の業務に必要な範囲に限定して利用します。また、保有の必要がなくなったときは、センターの責任で廃棄します。

【本件に関するお問合せ先】

自動車安全運転センター

調査研究課

電話：03-3264-8617

E-mail：chousakenkyu@jsdc.or.jp